

# (仮称)向山こども園整備及び 向山小学校長寿命化改修設計業務 プロポーザル募集要項

## 目 次

項 目	ページ
1. 業務の概要	1
2. 参加資格	1
3. プロポーザルに係るスケジュール	2
4. 審査内容	2
5. 第一次審査	3
6. 第二次審査	3
7. 応募手続き	4
8. 設計業務委託の契約	7
9. 委託限度額	7
10. 技術提案を求めるテーマ	7
11. 計画地の概要	8
12. (仮称)向山こども園整備の計画概要	8
13. 向山小学校長寿命化改修の計画概要	9
14. 事業スケジュール	11
15. 想定事業費	11
16. 委託内容	11

別記様式 ----- 別添 別記様式集による  
参考図 ----- 別添 参考図による

令和2年5月29日

習志野市

こども部こども政策課

# (仮称)向山こども園整備及び向山小学校長寿命化改修設計業務委託 プロポーザル募集要項

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

(仮称)向山こども園整備及び向山小学校長寿命化改修設計業務委託

### (2) 業務内容

- ① (仮称)向山こども園整備の基本計画策定、基本設計、実施設計業務
- ② 向山小学校長寿命化改修の基本計画策定、実施設計業務

### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和4年3月31日まで(令和2年度～3年度継続事業)

### (4) 計画概要

- ① 建物名称 幼保連携型認定こども園習志野市立(仮称)向山こども園  
習志野市立向山小学校
- ② 所在地 習志野市谷津2丁目16番32号
- ③ 建物用途 幼保連携型認定こども園、小学校
- ④ 敷地面積 約17,875㎡(令和2年12月末までに確定測量を完了予定)

## 2. 参加資格

参加資格の要件を有する者は、参加表明書等の提出日(別に記載のあるものは除く)までに以下に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ、登録区分「測量・コンサル」のうち業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- (3) 一級建築士(常時3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)の資格を有する者1名を、本業務の管理技術者として配置できる者であること。なお、管理技術者は主任担当技術者を兼務することはできません。
- (4) 総合(意匠)、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野について、(仮称)向山こども園整備に各1名、向山小学校長寿命化改修に各1名の合計8名を、本業務の主任担当技術者として配置できる者であること。ただし、構造については、兼務しても構わないこととします。
- (5) 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を、本業務の総合(意匠)分野の主任担当技術者として配置できる者であること。
- (6) 千葉県・東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等を有する者であること。
- (7) この公告の日から本委託業務の候補者決定の日までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契

約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (8) 平成22年度以降、日本国内において、延べ面積1,000㎡以上の幼保連携型認定こども園又は保育所の新築又は改築に係る基本設計及び実施設計業務かつ、延べ面積5,000㎡以上の小中学校の大規模改修に係る実施設計業務を元請けとして受注し、参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績を有する者であること。なお、新築とは、既存建物のある敷地内に別棟で増築する場合を除くこととし、改築とは、建物の全部について改築することとし、大規模改修とは、建物の内外装の過半を改修することとします。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
  - ② 会社更正法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (10) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

### 3. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和2年5月29日(金)	募集要項の公表
令和2年6月 1日(月)～ 令和2年6月 8日(月) 午後5時	質問書受付期間
令和2年6月12日(金)	質問書の回答
令和2年6月15日(月)～ 令和2年6月19日(金) 午後5時	参加表明書等(第一次審査書類)の受付期間
令和2年6月26日(金)	第一次審査結果の通知(予定)
令和2年7月13日(月)～ 令和2年7月20日(月) 午後5時	技術提案書等(第二次審査書類)の受付期間
令和2年7月28日(火)	技術提案書等の提出者ヒアリング(予定)
令和2年7月31日(金)	契約候補者(第二次審査結果)の公表(予定)

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載します。

※現地見学会は行いません。

### 4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施します。(仮称)向山こども園整備及び向山小学校長寿命化改修設計候補者選考委員会設置要綱に規定する委員会が審査し特定します。なお、委員は以下のとおりとします。

委 員	
委員長	こども部長
副委員長	資産管理室長
委 員	こども部副技監
委 員	施設再生課長
委 員	教育総務課長
委 員	こども部主幹(保育指導主事)
委 員	指導課長

## 5. 第一次審査

### (1) 審査内容

参加表明書等の審査により、委員会が次の事項を審査します。

参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位3者程度を技術提案書等の提出者として選定します。

評価項目	配点(25点満点)
① 配置予定の技術者の資格	5
② 配置予定の技術者の業務実績	20

### (2) 技術提案書等の提出者(第一次審査結果)の通知

審査結果については、令和2年6月26日(金)に文書発送し、応募者に通知します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)なお、評価結果は、応募者に通知しないこととします。

## 6. 第二次審査

### (1) 審査内容

技術提案書等の審査及びヒアリングの内容をふまえ、委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者(第一位契約候補者)及び優秀者(第二位契約候補者)を特定します。なお、評価点が100点満点の内60点に満たない場合及び評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として特定しないこととします。

評価項目	配点(100点満点)
① 第一次審査の評価点	25
② 業務実施方針	25
③ 評価テーマに対する技術提案	40
④ 受託予定金額	10

※同点の場合は、評価項目③評価テーマに対する技術提案の評価点が高い方を上位の者としてします。

## (2) 提案者ヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり技術提案書等の提出者ごとにヒアリングを行います。

### ① 実施日時(予定)

令和2年7月28日(火)

詳細については技術提案書等の提出者に別途通知します。

### ② 実施場所

習志野市役所庁舎

### ③ 出席者

実際の設計担当者となる者を含めて3名以内とします。説明及び質疑応答については、管理技術者又は総合(意匠)分野の主任担当技術者が行ってください。

### ④ ヒアリング内容

評価項目②及び③の内容について、説明時間15分以内で説明してください。その後、質疑応答を30分以内で行います。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが、(プロジェクター、スクリーンは事務局で準備します。)説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。パソコンは応募者側で用意してください。

## (3) 契約候補者(第二次審査結果)の通知

審査結果については、令和2年7月31日(金)に技術提案書等の提出者に通知するほか、市ホームページに最優秀者(第1位契約候補者)及び優秀者(第2位契約候補者)の事業者名及び評価点を公表します(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)。また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。

## 7. 応募手続き

### (1) 募集要項等の公表

#### ① 公表方法

令和2年5月29日(金)に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

#### ② 質問書の受付

募集要項等の内容について、次により質問を受け付けます。

##### (ア) 受付期間

令和2年6月1日(月)～令和2年6月8日(月)午後5時まで

##### (イ) 提出方法

質問書(別記第8号様式)により作成のうえ、事務局(こども政策課)へEメール又はFAXにより提出してください。なお、提出後は事務局へ着信等の確認をしてください。

##### (ウ) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和2年6月12日(金)に市ホームページで公表します。

## (2)参加表明書等の提出

### ① 提出場所

#### 【担当部局】

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市こども部こども政策課

TEL 047-453-7329 (直通)

FAX 047-453-5512

E-mail kodomokikaku@city.narashino.lg.jp

### ② 提出期間

令和2年6月15日(月)～令和2年6月19日(金)午後5時まで

### ③ 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

(ア) 参加表明書(別記第1号様式)

(イ) 別記第2号様式～別記第4号様式

(ウ) 2. 参加資格(2)、(3)の資格を証するもの

- ・一級建築士事務所登録証明書の写し
- ・一級建築士免許書等の写し
- ・常勤又は社員であることを証明できるもの

(エ) 法人の概要

- ・会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの(任意様式)
- ・役員名簿

### ④ 提出方法等

(ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。(持参の場合は、平日8時30分から午後5時までとします。)

(イ) 郵送の場合は書留とし、令和2年6月19日(金)の消印があるものまで有効とします。

宅配の場合は令和2年6月19日(金)午後5時までに必着とします。

(ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し、84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。

(エ) 提出部数

6部(正1部、副5部) ※副本は社名が特定できる記載等を除いてください。

### ⑤ 参加表明書等の留意事項

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

(イ) 提出書類は返却しません。

(ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

(エ) 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。

(オ) 提出された管理技術者及び主任担当技術者は、原則、変更できません。

## ⑥ 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (イ) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。
- (エ) 委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
- (オ) その他委員会が不適格と認めた場合。

## (3) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。

### ① 提出場所

前記7.(2)①と同じ

### ② 提出期間

令和2年7月13日(月)から令和2年7月20日(月)午後5時まで

### ③ 提出書類

技術提案書等の提出は以下のとおりとします。

- (ア) 技術提案書(別記第5号様式)
- (イ) 業務実施方針及び手法に関する提案書及び受託予定金額(別記第6号様式)
- (ウ) 評価テーマに関する提案書(別記第7号様式)

### ④ 提出方法

前記7.(2)④に記載の提出方法と同様とします。

### ⑤ 提出部数

12部(正1部、副11部) ※副本は社名が特定できる記載等を除いてください。

### ⑥ 技術提案書等に要する費用

費用は、すべて技術提案書等の提出者側の負担とします。

### ⑦ 技術提案書等の留意事項

前記7.(2)⑤に記載の他、下記に記載のとおりとします。なお、技術提案書等における視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」(平成30年5月全国営繕主管課長会議)の49～53ページを参照してください。

- (ア) 技術提案書等は、1者につき1提案とします。
- (イ) 技術提案書等は、公表する場合があります。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。特に別記第7号様式は公表することを踏まえて作成してください。
- (ウ) 市が必要と認めるときは、技術提案書を無償で使用できるものとします。また、技術提案書に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得てください。
- (エ) 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。
- (オ) 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ

認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならないものとします。

- (カ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
- (キ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象となりません。
- (ク) 技術提案書の提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載しないでください。

#### ⑧ 失格条項

前記7.(2)⑥に記載の他、委託限度額を超える受託予定金額を記載した場合とします。

### 8. 設計委託業務の契約

- (1) 市は、第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とします。
- (2) 市は、技術提案を尊重しますが、設計委託業務において拘束されないものとします。
- (3) 第1位契約候補者が前記7(2)⑥の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

### 9. 委託限度額(消費税含む)

92,191,000円

### 10. 技術提案を求めるテーマ

#### (1) (仮称)向山こども園整備の配置計画について

向山小学校及び向山幼稚園の敷地内に(仮称)向山こども園を整備するものとし、こども園及び小学校の運営、各種行事、地域との連携を考慮した上で、園庭及び校庭を最大限かつ有効に確保するとともに周辺環境にも配慮した施設配置計画とすること。

#### (2) 工事計画について

(仮称)向山こども園整備及び向山小学校長寿命化改修の施工時における、園児、児童、その他施設利用者の安全かつ円滑な動線を考慮した工事計画(工事工程、工事中の安全対策及び施設運営や近隣に対する配慮等)とすること。

## 11. 計画地の概要

### (1) 用途地域等

- ①所在地 習志野市谷津2丁目16番32号
- ②敷地面積 約17,875㎡(令和2年12月末までに確定測量を完了予定)
- ③用途地域等

用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	指定無し
建ぺい率	50%
容積率	100%
高度地区	指定なし
日影規制	1.5m 4時間ー2.5時間
その他地区等	建築基準法第22条指定区域

### ④許可等

建築基準法第55条許可 昭和49年7月18日 第35号(向山小学校新築時)  
昭和54年7月26日 第11号(向山小学校増築時)

### (2) インフラ整備状況

- ・上、下水道 : 千葉県水道局から供給、公共下水道処理区域
- ・電力 : 東京電力から供給
- ・ガス : 習志野市企業局から供給
- ・接道 : 北東側道路 3.64m(建築基準法第42条第2項道路)

※小学校敷地に接する側はセットバック済であり、敷地を含めて幅員6mに整備済となっています。今回の整備で幅員9mに拡幅する予定としています。

### (3) 周辺環境等

向山小学校は、習志野市のほぼ西端に位置しており、南側の崖上に立地しています。また、隣接して低層住宅や墓地が立地し、周辺道路は狭隘となっています。

## 12. (仮称)向山こども園整備の計画概要

### (1) 整備方針

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」におけるこども園整備の課題と基本的な考え方に基づき、第一中学校区に整備するこども園として、向山小学校及び向山幼稚園の敷地内に、(仮称)向山こども園を整備します。また、既存の向山幼稚園園舎の活用については、基本計画において複数案を比較検討して決定します。比較検討においては、向山小学校の一部に転用することも想定することとします。

### ① 配置計画

- ・こども園としての園庭を確保することとします。  
(小学校敷地の一部を借用又は兼用し、園庭整備を行うことも想定しています。)
- ・運動会等諸行事のため、100m走路及び現況と同等(140m)以上のトラックが配置できる小学校の校庭を確保することとします。

## ② 園舎の整備

- ・こども園、小学校、児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすることとします。
- ・イニシャルコスト及びランニングコストのそれぞれにおいて、経済性に配慮した計画とすることとします。

## ③ 駐車場・駐輪場の整備

- ・保護者の送迎用として、駐車場及び駐輪場を計画とすることとします。

## (2) 施設条件

### ① 想定面積

- 1) 建築面積: 1,150 m<sup>2</sup>程度
- 2) 延べ面積: 2,310 m<sup>2</sup>未満

※できる限りコンパクトな計画とすることとします。

### ② 定員(最大想定人数)

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
人 数	8 人	20 人	24 人	60 人	60 人	60 人	232 人

### ③ 必要諸室として想定しているもの

- 1) 保育室(0歳児(沐浴・調乳室含む)、1歳児(ほふく室含む)、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、一時)
- 2) 午睡室(多目的室)
- 3) 給食室(検収室等含む)
- 4) 遊戯室
- 5) 管理諸室(職員室、会議室、休憩室、更衣室、保健室、教材室、倉庫、物干し場)
- 6) こどもセンター(事務室、相談室、遊戯室)
- 7) 便所(児童用(乳児用、幼児用)、職員用)

## (3) 補足事項

整備時の乳幼児人口および保育需要の推計、さらに施設整備手法の検討結果によって、定員、機能などについて再度検討する場合があります。

## 13. 向山小学校長寿命化改修の計画概要

### (1) 長寿命化改修の基本的な考え方

「長寿命化改修」とは、建築後 40 年以上経過している施設のうち、建築後 70 年以上使用する予定の施設について、建築物の構造躯体対策を含む改修を指します。その概要としては、経年劣化に対応するための機能回復工事と、社会的要求の変化に対応するための機能向上工事の 2 点が挙げられます。なお、文部科学省の国庫補助制度における長寿命化改良事業の規定を満たす内容とします。

### (2) 整備方針

#### ① 教育環境の向上

- ・様々な学習形態に対応でき、かつ、地域活動での使用に配慮した計画とする事とします。

- ・小学校、こども園、児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とする事とします。
- ・学校開放及び避難施設としての利用に配慮した計画とする事とします。
- ・既存幼稚園園舎の学校施設への転用も想定し、児童数の増加や将来必要となる放課後こども教室、放課後児童会等に対応できる計画とする事とします。

### ② 現況施設の長寿命化

- ・改修後 30 年以上使用することを想定し、構造躯体等の改修を行う計画とする事とします。
- ・高効率照明の採用や断熱改修等、施設の省エネルギー化を図った計画とする事とします。
- ・上記に加え、老朽改修及び法令適合改修等を行う計画とする事とします。
- ・校舎及び屋内運動場の便所改修工事は実施済みであるため、対象外とする事とします。
- ・経済性に配慮した改修内容となるよう、長寿命化改修後のメンテナンス性も想定した計画とする事とします。

### ③ 学校運営への影響に配慮した整備

- ・仮設校舎を設置せずに改修できるよう工事工程を検討する事とします。また、設計業務にて、仮設校舎を建設した場合の工事工程及びコストを比較検討するものとします。
- ・夏季休暇期間等を活用することで、学校運営への影響を可能な限り少なくする計画とする事とします。
- ・児童等動線と工事区画の区別を明確にし、児童等の安全に配慮した計画とする事とします。

### (3)学級・児童推計

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
全学級数 ( )は特別支援 学級で内数	13 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)	15 (1)	16 (1)
児童数	266	348	346	360	371	387	435

### (4)既存建物概要

建物名	構造	階数	棟番号	延べ面積	建築年	備考
校舎 A	RC 造	地上 4 階	001-1	3,375 m <sup>2</sup>	昭和 51 年	※1
校舎 B	RC 造	地上 4 階	001-2 001-3	874 m <sup>2</sup> 874 m <sup>2</sup>	昭和 55 年	※1
幼稚園	RC 造	地上 2 階	幼 002	1,080 m <sup>2</sup>	昭和 55 年	
屋内運動場	S 造	地上 2 階	002	813 m <sup>2</sup>	昭和 54 年	
プール附属室	S 造	地上 1 階	003	99 m <sup>2</sup>	昭和 57 年	

※1:千葉県建築基準法施行条例第12条に規定される「4階以上に設ける教室等の禁止」事項による既存不適格建築物

※その他、プール・屋外倉庫・遊具等も含まれます。

#### 14. 事業スケジュール(予定)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
向山こども園 整備	設計 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		工事 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		4月開園
向山小学校 長寿命化改修	設計 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		工事 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

#### 15. 想定事業費

- (1) (仮称)向山こども園整備 1,316,000,000 円 (設計・測量業務委託費は含まず。)
- (2) 向山小学校長寿命化改修 965,600,000 円 (設計業務委託費は含まず。)

※既存幼稚園園舎の改修内容については設計業務にて検討するため、上記事業費には含まれておりません。

#### 16. 委託内容

主な内容については、次のとおりとします。詳細については仕様書(案)を参照してください。

##### (1) (仮称)向山こども園整備

##### ① 基本計画書(案)の作成

(仮称)向山こども園の計画敷地、計画建物の概要をまとめるとともに、施設規模、所要室の構成、必要な設備や機能、構造について検討し、(仮称)向山こども園全体の配置及びレイアウト図(各階平面図・仮設計画図等)の作成を行うこととします。なお、配置計画においては、小学校敷地内において、こども園敷地を複数案提示し、比較検討することとします。

また、土地利用計画、ゾーニング図を作成し、工事期間中の安全計画、既存設備切りまわし、工程ごとの仮設計画図を作成することとします。

##### ② 園舎の基本設計及び実施設計

- 1) (仮称)向山こども園整備に係る設計、園庭整備、工事中の仮設計画の策定にかかる業務
- 2) 都市計画法・建設リサイクル法、建築物省エネ法、建築基準法等関係法規・千葉県福祉のまちづくり条例及びその他必要法規に関する手続き業務(建築確認申請及び開発関係協議にかかる各課協議等の作業等含む)

##### ③ 地質調査

##### ④ 業務支援

基本計画案・基本設計案・実施設計案等を検討するための会議・保護者等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成等。

##### ⑤ パースの作成

## (2) 向山小学校長寿命化改修

### ① 基本計画書(案)の作成

現況施設の特徴、施設構成、劣化状況並びに既存不適格事項等の概要をまとめるとともに、長寿命化改修の工事内容、工事ローテーション、諸室配置並びにコスト比較等について検討し、実施設計のための諸条件整理及び計画書(案)の作成を行うこととします。

### ② 実施設計

### ③ 構造体の劣化状況調査・設備配管の劣化診断調査・アスベスト調査・PCB 調査

### ④ 業務支援

基本計画案等を検討するための会議・保護者等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成等。